

(別紙)

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第2条第1項に基づく別表	適用条項		
1	新明和工業(株) 流体事業部営業本部中部支店 支店長 安原 巧 名古屋市中区大須1-7-11	当該事業者を含む4社は、機械式駐車装置の設置工事において、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力、調整していた。このことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとし、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で構成取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県以外におけるもの 3か月	要領別表第8項第3号	3か月 令和7年5月3日～ 令和7年8月2日	建設工事 (機械工事、電気工事、) 物品の買入れ・委託業務等 (自動車・自転車、機械・器具、建物 等各種施設管理)